

国内の労働安全衛生

- これから -

[化学物質のリスク評価について]

- ◆ 化学物質による労働者の健康障害防止が基本
 - 化学物質への労働者のばく露を低く抑える必要がある
 - 全ての(広い)化学物質、全ての作業場で
- ◆ 行政
 - 多種の化学物質につき「ばく露限界値」を明示してはどうか、
 - 且つ、「労働者のばく露をばく露限界値以下にすること (*A)」を法で規定してはどうか
 - *Aのためのガイド(評価手法やツール)、および人材育成支援 も必要
- ◆ 企業·事業場
 - *Aの規定により、<u>主体・自律的発想</u>(リスクに基づく判断)への 転換が促される